

独立行政法人地域医療機能推進機構

埼玉メディカルセンター附属居宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する埼玉メディカルセンター附属居宅介護支援センター（以下「当センター」という。）が実施する指定居宅介護支援、介護予防支援の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当センターの介護支援専門員が要支援状態又は要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な居宅介護支援、介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当センターの介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画（以下「居宅介護・介護予防サービス計画」という）を作成し、その計画に基づく介護サービスが適正に且つ円滑に提供されるようその進行を管理する。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保護・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、要介護者等が良質なサービスを総合的に受けられるよう支援するものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業者勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名

管理者は当センター従事者の管理及び業務管理を一元に行うものとする。

2 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は居宅介護・介護予防サービス計画を作成し、その計画に基づき適正且つ円滑な進行を管理する。

(営業日及び営業時間)

第4条 当センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日（祝日を除く）とする。ただし、12月29日から1月3日を除く。

2 営業時間 午前8時30分から午後5時とする。

(指定居宅介護支援、介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他必要な額)

第5条 指定居宅介護支援、介護予防支援の内容は次のとおりとする。

1 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ

ケアプラン作成の依頼 → 居宅介護支援契約を交わす → 介護状況の把握・情報提供 → ケアプラン（案）を作成 → 居宅サービス事業者との連絡調整 → ケアプランを作成 → 本人・家族の同意を得る → 居宅サービス事業者と各契約を交わしサービスを受けていただく

2 介護予防支援の受諾からサービス提供までの流れ

○地域包括支援センターからの依頼 → ○利用者との介護予防支援契約を交わす → ○アセスメント（認定調査結果・主治医意見書を参考に） → ○介護予防サービス計画原案の作成 → ○地域包括支援センターへ確認 → ○サービス担当者会議の開催 → ○介護予防サービス計画書の交付 → ○介護予防サービス事業者と各契約を交わしサービスを受けていただく

3 居宅介護・介護予防サービス計画の作成

- ① 相談場所（電話・事業所・月1回居宅訪問）
- ② 課題分析票—MDS—HC、介護予防は所定のアセスメント事項
- ③ サービス担当者会議の開催—要介護・支援認定や要介護認定の更新があった場合等

4 居宅介護・介護予防サービス計画に基づくサービス提供の進行管理

1月に1度はモニタリングを行い記録し、3～6ヶ月に1回評価を行う。

5 居宅介護・介護予防サービス計画に基づくサービス提供事業者に対する苦情の受付、処理

6 要介護・支援認定申請等の代理申請等

7 利用料、その他費用

- ① 居宅介護・介護予防支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働省の定める告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。
- ② 通常の事業実施地域の利用者からの要請には交通費の徴収はしない。それ以外の地域の方は交通費の実費を徴収する。

（緊急時等における対応方法）

第6条 居宅介護支援、介護予防支援を行うために要介護者等を訪問していた際に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

（事故発生時）

第7条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、さいたま市浦和区・中央区とし、それ以外の地域は相談とする。

（苦情・ハラスメント処理）

第9条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

（第三者評価）

第10条 第三者評価の実施について（有 ・ ）

実施年月日

評価事業所

評価結果

（個人情報の保護）

第11条 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待を防止するための対策を検討する委員会の開催等
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
- 4 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第13条 事業所は、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第14条 介護支援専門員等の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 2 継続研修 年1回
- 3 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は独立行政法人地域医療機能推進機構と当センターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は、指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、次に掲げる起算日から5年間保存するものとする。
 - ①居宅サービス計画については当該居宅介護支援に係る契約が終了した日
 - ②指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録、アセスメントの結果の記録、サービス担当者会議等の記録、モニタリングの結果の記録、苦情の内容の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については当該サービスを提供した日
 - ③市町村への通知に係る記録については当該サービスを提供した日

附則

この運営規定は、平成26年4月1日から施行する。

この運営規定は、平成30年4月1日に一部改定する。

この運営規定は、令和6年4月1日に一部改定する。

この運営規定は、令和8年4月1日に一部改定する。